


主な論点に対する考え方の 方向性について

平成23年11月

1. 消費者の財産被害の現状について

これまで出された意見	考え方の方向性
<p>●消費者被害事案は、①個別業法・個別法に基づく何らかの措置があるにもかかわらず、被害が発生している事案と、②上記のような措置がない事案とがある。</p> <p>①については、行政の効率性の観点からも、消費者庁が各省庁と連携をとって速やかな対応することが必要であり、②については、誰が見ても悪質な行為であり、それを新たな行政措置の対象とする場合には、対象を明確化すべきではないか。</p> <p>●消費者被害の実態を見ると、高齢者が被害に遭っていることが多いが、高齢者が騙されないための対応も必要ではないか。</p>	<p>＜消費者被害の実態＞</p> <ul style="list-style-type: none">・消費生活相談件数は、約90万件。 うち、取引に関する相談の件数が70万件超(全体の約85%)。・相談件数が短期集中的に増加し、全国的に拡大する事案も。・被害金額は区々であるが少額にとどまらない。・次々と新たな手口が発生。 <p>＜消費者被害への対応＞</p> <ul style="list-style-type: none">・消費者被害の発生・拡大の防止のため、行政として以下のような対応。<ul style="list-style-type: none">— 個別業法・個別法の運用・執行(例: 特商法に基づく業務停止命令、消費者安全法に基づく注意喚起等)— 個別業法・個別法の改正、新法の制定— その他施策(例: 消費者教育等) <p>⇒ 消費者被害の発生・拡大の状況を踏まえ、 行政全体として これらの対応に積極的に取り組む必要。</p>

1. 消費者の財産被害の現状について

これまで出された意見	考え方の方向性
<p>●消費者相談は「すき間」との戦いである。例えば、特商法改正による指定商品制の廃止後も、様々な手口を用いて消費者を騙すなどの消費者被害が引き続き発生している。それに対して速やかに行政措置をとることが必要ではないか。</p>	<p>・しかしながら、関係する個別業法・個別法では対応できない消費者被害が跡を絶たない。 (例：架空権利取引事案、換金困難な外国通貨取引事案など)</p> <p>・上記のような消費者被害に対し、個別業法・個別法の改正等では迅速な対応には限界。</p> <p>・その間に、消費者被害が発生・拡大。</p> <p>⇒ 他の法律の規定に基づく措置がない事案にも<u>迅速にすき間なく対応</u>する必要。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>⇒ <u>業種等を問わず横断的に適用される消費者安全法に、消費者被害の発生・拡大の防止のために有効な行政措置を設けておくことが必要。</u></p>

2. 行政措置の対象及び発動要件について

これまで出されたご意見	考え方の方向性
<ul style="list-style-type: none">●悪質商法の特徴としては常に新たな手口が出てくることを踏まえると、行政措置の要件としては抽象的にならざるを得ず、重大性・悪質性のような要件を定め、その上で、被害の拡大、反復継続性、緊急性等の発動要件で絞りをかけるのが適切ではないか。●対象行為は、多数の消費者被害が発生・拡大する前にそれを防止するという観点から定めるべきであるが、一定の限定は必要ではないか。●要件は、効果との相関において検討されるべき。	<ul style="list-style-type: none">・多数の消費者被害の発生・拡大の防止という観点が重要。・新たな手口(個別業法・個別法では捉えきれないような事案)が跡を絶たず、多数の消費者被害が生じているという現状に対応する必要。・他方、事業者の正常な事業活動を萎縮させないようにするため、行政措置の対象を客観的に明確化する必要。・発動にあたり一定の限定は必要であり、適切な要件(緊急性等)により絞りをかける必要。 <p>⇒ 行政措置について、</p> <ul style="list-style-type: none">・様々な手口への機動的な対応可能性、・規制の発動という観点から要件の明確性、 <p><u>の両方の要請を満たすための対象・要件を検討する必要。</u></p>

2. 行政措置の対象及び発動要件について

これまで出されたご意見	考え方の方向性
<ul style="list-style-type: none">●対象行為としては、概ね不実告知、事実不告知、断定的判断の提供の3つで網羅できないか。●劇場型のような事案は、必ずしも不実告知等だけでは捉えきれないのではないか。●対象は広く捉えた方がよいのではないか。	<p>・行政全体としてすき間のない対策を講じる必要という観点から、他の法律では対応できない事案に迅速な対応を可能とする必要。</p> <p>⇒他の法律の措置がない事案を対象。</p>

2. 行政措置の対象及び発動要件について

これまで出されたご意見	考え方の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ●悪質性の定義は困難。ただ、判断力のない人や過去に被害に遭った者を狙う事案については、悪質性があるといえるのではないか。 ●財産事案は、手口は様々だが、基本的には騙しといえるのではないか。 ●詐欺的行為などの誰が見ても悪質な行為を明確化すべき。 ●悪質性の定め方として、「犯罪行為に該当するもの」や「犯罪行為を助長するもの」といった定め方も考えられるが、消費者庁がその認定を行うことは困難な場合も少なくないのではないか。 ●行為の悪質性を厳格に要求することには疑問。仮に悪質性の要件を設けるとした場合には、悪質性を窺わせるような客観的な行為態様を例示するといったやり方が考えられるのではないか。 ●悪意がない場合にも対象とすれば、企業の健全な事業活動を阻害するのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰が見ても悪質な行為を明確化して対象にする。 ・しかしながら、「犯罪行為に該当するもの」などと定める場合、主観的要件の立証など執行が困難となるおそれ。 ⇒消費者の財産上の利益を一方的に侵害する不当な取引事案を対象。 (行為態様の例) <ul style="list-style-type: none"> ・架空の権利取引事案 (「温泉付き有料老人ホーム利用権」の取引事案等) ・商品等の価値が実際のもものと著しく異なる取引 (外国通貨の取引事案等)

2. 行政措置の対象及び発動要件について

これまで出されたご意見	考え方の方向性
<ul style="list-style-type: none">●どの程度の被害額が重大であるかは人によって区々であるから、被害額ではなく、被害の拡大又はそのおそれを考慮すべき。●要件の検討においては、被害額の大きさと被害の広がり、または行為の反復性が要素として考慮されるべき。●対象行為としては、消費者事故等で概ね問題ないと思われるが、国民生活センターの公表基準(多様性、広域性、急増性、新規性、深刻性など)を付加的な要件として検討してはどうか。	<ul style="list-style-type: none">・被害の重大性は、個々人によって区々。・多数の消費者被害の発生・拡大の防止という観点。 <p>⇒ <u>多数の消費者に著しい被害を生じさせ</u> <u>又は生じさせるおそれがある事案を対象。</u></p>

3. 行政措置の内容について

これまで出されたご意見	考え方の方向性
<ul style="list-style-type: none">●注意喚起だけではなく、行政措置を速やかに行い、事業者の財産もおさえる必要があるのではないか。●悪質な事案の場合、勧告では実効性に疑問があるのではないか。	<ul style="list-style-type: none">・短期集中的に手口を変えるような事案に対し、「注意喚起」だけではなく、迅速かつ汎用性のある対応が必要。・一方で、実効性を確保する観点からは、罰則で実効性が担保される行政処分が発動できるようにすることが必要。 <p>⇒ 消費者被害の発生・拡大の防止のために、まず<u>勧告による速やかな「行為の取りやめ」</u>。</p> <p><u>正当な理由がなく勧告に従わない場合は、命令をすることで実効性を確保。</u></p> <p>＜勧告・命令のイメージ＞ (※換金困難な外国通貨の取引勧誘事案)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 外国通貨を利用した取引の取りやめ・ 将来の同様の行為の禁止

3. 行政措置の内容について

これまで出されたご意見	考え方の方向性
<p>●措置の内容としては、行為の停止にとどまらず、返金命令のように過去の違反行為の是正措置を通じて被害回復させることや、業務停止命令、解散命令、財産を押さえることも検討すべき。</p> <p>●現行の消費者安全法では、生命・身体事案について勧告・命令に加えて回収命令等が定められており、財産事案でもそうした命令を定められないか。</p>	<p>○措置の内容として考えられる事項 <small>(括弧内は、換金困難な外国通貨の取引勧誘事案を例とした措置のイメージ)</small></p> <p>①行為の取りやめ <small>(例:外国通貨を利用した取引の取りやめ、将来の同様の行為の禁止。)</small></p> <p>②業務の停止 <small>(例:外国通貨を利用した取引に係る業務の停止を命じる。)</small></p> <p>③被害回復 <small>(例:外国通貨を購入した消費者に対する返金を命じる。)</small></p> <p>④財産保全 <small>(例:外国通貨を利用した取引で得た収益の保全を命じる。)</small></p> <p>⑤解散 <small>(例:外国通貨を利用した取引を行った事業者に対して解散を命じる。)</small></p> <p>⇒②は、個別業法・個別法では監督対象となる「業務」を一時止めるだけ。 <u>取りやめになると、実質的に①と変わらない。</u></p> <p>⇒③～⑤は、当該措置を業種横断的に導入するにあたって、<u>法制的に詳細な検討が必要。</u></p>

<③～⑤に係る現行法上の例>

- ③被害回復: 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(刑事裁判が前提)
- ④財産保全: 個別業法における規制対象業者が対象(措置の内容は資産の保有)
- ⑤解散: 個別業法において監督を受ける特別の法人が対象 等

4. 調査権限その他について

これまで出されたご意見	考え方の方向性
<ul style="list-style-type: none">●劇場型事案に対応するためなど現実の必要性もあるところであり、調査権限の拡充は重要ではないか。 ●個別業法・個別法に基づく行政措置があるにもかかわらず、同種の消費者被害が繰り返されていることを踏まえると、行政措置の実効性を確保することが必要ではないか。●行政の効率性を確保しつつ、消費者被害の発生・拡大の防止を図るため、注意喚起、各省庁への措置要求、関係機関等への情報提供などを活用し、消費者庁が各省庁その他関係機関等と連携して対応していく仕組みを作ることが重要ではないか。	<p>⇒ 劇場型事案など複数の者が関与する事案の場合には、措置の対象となる事業者以外に当該事業者に関係する事業者に対しても調査を行う必要。</p> <p>⇒ 振り込め詐欺救済法の活用も含め、消費者庁が各省庁及びその他の関係機関等と連携して実効的に対応する仕組みを構築。</p>